

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車監査指導部

(藤原、後藤)

(電話) 06-6949-6449

近畿運輸局京都運輸支局 輸送・監査部門

(木原、山本、岡澤)

(電話) 075-681-9765

令和4年4月28日

路線バス事業者2者に車両停止命令 ～無車検運行による処分を実施～

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）2者に対して、京都運輸支局が立ち入り監査を行ったところ、法令違反を確認したため、令和4年4月28日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

【1】事業者及び営業所

事業者：京阪京都交通 株式会社（法人番号：4130001010527）

住所：京都府京都市南区東九条南石田町5番地

代表者：阪本 和宏

営業所：西京営業所（京都府京都市西京区榎原秤谷町22番地1）

監査の端緒

- ① 令和4年1月4日に阪急桂駅南側の川岡踏切交差点付近で死亡事故を惹起したとして、令和4年1月6日に監査を実施。
- ② 自動車検査証の有効期間が令和4年1月11日で有効期限が満了しているにもかかわらず、令和4年1月12日から同年1月20日までの計8運行において乗客を乗せて運行したことを端緒として令和4年1月24日に監査を実施。

行政処分（不利益処分）

○処分内容

道路運送法（以下、「法」という）第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
【延べ60日間の事業用自動車使用停止処分（3両×20日間）】

○行政処分の対象となった法令違反の内容

・無車検運行（初違反）

（法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（初違反）】

（法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

【2】事業者及び営業所

事業者 : 丹後海陸交通 株式会社 (法人番号 : 1130001040543)
住所 : 京都府宮津市宇新浜 1 9 9 1 番地 1 号
代表者 : 廣瀬 一雄
営業所 : 本社営業所 (京都府与謝郡与謝野町宇上山田 6 4 1 番地 1 号)

監査の端緒

自動車検査証の有効期限が令和3年12月12日で満了しているにもかかわらず、令和3年12月13日の1運行において乗客を乗せて運行したことを端緒として令和3年12月22日に監査を実施。

行政処分 (不利益処分)

○処分内容

道路運送法 (以下、「法」という) 第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
【延べ70日間の事業用自動車使用停止処分 (5両×11日間、1両×15日間)】

○行政処分の対象となった法令違反の内容

・無車検運行 (初違反)

(法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切 (再違反)】

(法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先

青灯クラブ

陸運記者会 (ハイタク部会)

京都府政記者クラブ

京都経済記者クラブ